

## 駐車場管理運営に関する特記仕様書

### 1. 概要

船橋市運動公園及び法典公園に係る指定管理業務のうち、駐車場の管理運営について定めるものである。

なお、本特記仕様書に記載のない事項については、募集要項及び仕様書によるものとする。

### 2. 対象施設

公園名	駐車場名称（※1）	駐車台数（※2）
船橋市運動公園	第1駐車場	221台
	第2駐車場	156台
	第3駐車場	298台
法典公園	駐車場	180台

（※1）駐車場の位置等については資料2「施設・主要建物等平面図」を参照すること。

（※2）駐車台数は募集開始時点での台数であり、今後本市で実施予定の整備工事等により増減する可能性がある。なお、実施を予定している整備内容についても資料2を参照すること。

### 3. 供用時間

公園名	駐車場名称	供用時間（※）
船橋市運動公園	第1駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで
	第2駐車場	
	第3駐車場	午前8時30分から午後5時30分まで
法典公園	駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで

（※）上記供用時間については、市長の承認を得て開園時刻の繰り上げ、閉園時刻の繰り下げをすることができる。

### 4. 利用料金

#### ①船橋市運動公園

区分		金額（1日1回につき）	
第1駐車場	大型自動車	2,000円	
	普通自動車		
第2駐車場	普通自動車	3時間以内	300円
		3時間を超え4時間以内	400円
		4時間を超えた場合	500円
第3駐車場	大型自動車	2,000円	
	普通自動車	300円	

## ②法典公園

区分		金額 (1日1回につき)
大型自動車		2,000円
普通自動車	3時間以内	300円
	3時間を超え4時間以内	400円
	4時間を超えた場合	500円

(※) 船橋市運動公園、法典公園いずれも入庫から30分は無料

## 5. 管理運営業務の内容

### (1) 駐車場利用の許可及び利用料の徴収

駐車場利用料の徴収等を行うこと。徴収方法については指定管理者の提案に基づき本市と協議の上決定するものとするが、以下の駐車場については管理機器一式の導入を想定している。

公園名	駐車場名称
船橋市運動公園	第1駐車場
	第2駐車場
	第3駐車場 (一部区画)
法典公園	駐車場

なお、管理機器の導入にあたっては、指定管理者自ら機器等を設置すること。また導入する管理機器については、以下を参考に提案すること。

(機器一覧、機能について記載予定)

### (2) 駐車場利用料の減免

船橋市都市公園条例及び同施行規則に定める利用料減免対象者に対する利用料金の減免を行うこと。

### (3) 駐車場の施設の提供に関する業務

- ①開場・閉場点検
- ②駐車場への誘導及び案内
- ③駐車車両の保管
- ④場内事故防止対策
- ⑤苦情等に対する適切な対応
- ⑥駐車を拒否する自動車への対応

※②及び④に関連し、混雑が予想される日時においては誘導員等を配置し、車両の誘導等を行うこと。

なお、船橋市運動公園プール開催期間については、資料6「既存保守点検・清掃・管理等委託仕様書一式」中「運動公園駐車場他交通誘導業務委託仕様書」記載の仕様を基準として、必ず誘導員等を配置すること。

(4) 施設及び設備の維持管理

- ①備品管理
- ②定期清掃・巡回
- ③防犯・防災対策
- ④開場及び閉場作業
- ⑤発券機及び精算機等の保守管理（管理機器を導入する場合）

(5) 施設及び設備の修繕

施設及び設備について、修繕等を行わなければならない場合は、利用に支障が生じることがないように速やかに実施すること。

なお、修繕等に要する費用の分担は以下のとおりとする。

項目	分担	
	本市	指定管理者（指定管理料及び利用料で賄うべき費用）
本市が設置した施設、設備	1件あたり30万円以上（見積金額であって消費税等を含む。）のうち、本市と指定管理者の協議により本市が負担するとして修繕等に係る費用	左記以外の修繕等に係る費用
指定管理者が設置した施設、設備		○

※上の表区分に関わらず、指定管理者の故意または過失により修繕が必要となった場合は、指定管理者がその費用を負担する。

(6) 緊急時の対応

トラブルの発生時等、30分以内に現地で対応できる体制をとること。

(7) 利用者への情報提供

案内看板、ホームページでの案内等、利用者に対する情報提供を行うこと。

(8) 統計業務

利用台数、利用料金収入、利用料免除件数等の実績を統計し、協定に定めるところにより本市へ報告すること。

## 6 その他留意事項

(1) 公園内行為許可について

本市は、2. 対象施設の範囲内において、船橋市都市公園条例第6条の規定に基づく行為許可を行う場合があるが、その場合、指定管理者は市に協力するものとする。

(2) 大型車両の対応について

本駐車場については、大型車両の入庫を想定している。入出庫の管理方法及び駐車場所等については、本市と指定管理者で協議するものとする。